

## 機構改革について(令和3年4月1日施行予定)

芽室町機構改革実施方針(R2.4 策定)に基づき行うものであり、より「政策」が効果的・効率的に行われ、第5期芽室町総合計画の質の高い推進を実現させるための改革です。

各課インタビューにより、政策推進上の課題を明確にして、組織機構を一度分解(棚卸し)し、課題解決と政策推進の視点で、組織を再構築しました。

このことで、より政策の役割・担当が明確となり「政策推進を加速させるための機構改革」としました。

### 1 機構改革実施の背景 (芽室町機構改革実施方針)

- (1) 第5期芽室町総合計画等の策定
- (2) 会計年度任用職員制度の導入
- (3) 芽室町役場新庁舎の完成
- (4) 民間活力の活用
- (5) 職員数の適正化

### 2 基本的な考え方

#### (1) 町民視点に立った分かりやすさ

課・係名は、極力シンプルにするとともに、政策の意味を込めた名称としました。

また、各行政サービスの対象町民を意識し、庁舎内のサイン(看板)や職員の窓口対応により分かりやすさを実現します。

#### (2) 第5期芽室町総合計画の実現

総合計画をより効果的・効率的に、質の高い実現を図るため、より政策の役割分担等を明確にし、加速度的に政策推進する組織機構としました。

#### (3) 機構改革の実施時期

令和3年4月1日とします。

### 3 検討経過及び今後の予定

- (1) 副町長、総務課、企画財政課による政策課題抽出 6/15
- (2) 各課インタビューによる政策課題抽出・内容確認 ～ 課題の確定(46項目の課題確定)  
6/25, 26, 7/1
- (3) 各種協議 7/6～10/8
  - ①政策課題、政策決定機関協議 : 総務課、企画財政課 (随時)
  - ②政策課題確認、組織機構再構築協議 : 副町長・総務課 (4回)
  - ③理事者協議 : 町長、副町長、教育長、総務課 (6回)
- (4) 実行計画理事者ヒアリングにて新機構の考え方を説明 10/19-21
- (5) 臨時全体庁議(各課長職へ素案等の説明) 10/23
- (6) 庁舎内意見聴取 10/23 ~ 10/30
- (7) 総務経済常任委員会説明 ①6/29 ②10/27
- (8) 12月定例会議(初日) 芽室町課設置条例の一部改正を提案 12/1(予定)
- (9) 新機構へ移行 4/1

### 4 検討要旨の整理

芽室町機構改革実施方針に掲げる9項目の検討要旨について、次のとおり考え方を整理しました。

- (1) 副町長定数のあり方
- (2) 部制導入の考え方
- (3) 政策実現に向けた特命部署の設置
- (4) 参事・主査職・単独課長補佐の考え方
- (5) 課の適正規模
- (6) 係の適正規模
- (7) 議決機関、行政委員会の組織のあり方
- (8) 庁内意思決定機関のあり方
- (9) その他必要な事項

#### 【検討要旨の考え方】

##### (1) 副町長定数のあり方

##### (2) 部制導入の考え方

過去の副町長複数配置や部制導入のあり方を分析検証しました。その結果、政策推進のための庁内意思決定については、庁議のあり方を見直し、経営戦略会議の設置により実現させます。

### (3) 政策実現に向けた特命部署の設置

現状の企画財政課を政策調整課とし、保健福祉課を健康福祉課と高齢者支援課に分け、新たに魅力創造課、施設経営課を設置し、政策推進担当を明確にしました。

#### ■政策調整課

- ・政策推進係
- ・広報広聴係
- ・財政係

#### ■健康福祉課

- ・保健推進係
- ・国保医療係
- ・社会福祉係
- ・障がい福祉係

#### ■高齢者支援課

- ・在宅支援係
- ・介護保険係
- ・高齢者相談係

#### ■魅力創造課

- ・[ ]係
- ・魅力発信係

#### ■施設経営課

- ・施設政策係
- ・建築住宅係

### (4) 参事・主査職・単独課長補佐の考え方

参事、主査及び単独課長補佐の配置については、政策・施策を実現するうえで、特命業務が生じた際に、芽室町行政組織規則に定める職務に応じて配置します。

### (5) 課の適正規模

### (6) 係の適正規模

課及び係の適正規模については、課は10～15人以内、係は業務上のリスクヘッジ（危機回避）の面から2人係は原則設置しないことなどを念頭に検討しました。それらを踏まえつつ、適正規模は人数ではなく、政策推進上の役割区分を適正規模にします。

### (7) 議決機関、行政委員会の組織のあり方

議決機関は、独立して置くこととし、行政委員会は組織全体の構成を考え、業務継続上のリスクヘッジ（危機回避）等を勘案し、監査委員事務局、公平委員会、選挙管理委員会を1つの組織としました。

### (8) 庁内意思決定機関のあり方

現在の管理庁議を経営戦略会議に置き換え、町長、副町長、教育長のほか、出納課、公立芽室病院、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会を除く課長職によって構成します（総合計画推進委員会については廃止します）。